資料４

欧州ＷＥＥＥ指令及びＲｏＨＳ指令について

○**欧州では、電気電子機器に係る特定有害物質の使用制限に関して、**欧州電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令（Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment）**（以下、**『RoHS 指令』**という。）が、また、電気電子機器廃棄物の回収とリサイクルに関して、**廃電気電子機器に関する欧州議会及び理事会指令（Directive 2002/96/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on waste electrical and electronic equipment）**（以下、**『ＷＥＥＥ指令』**という。）が** 2003 **年２月にＥＵ官報に告示され、発効した。**

○**ＲｏＨＳ指令は、**2006 **年７月１日以降、上市される新しい電気電子機器に関して、**①鉛、②水銀、③カドミウム、④六価クロム、⑤ポリ臭化ビフェニール（PBB）**および／または**⑥ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）**の使用を禁止している。対象６物質の最大濃度許容値等については、**欧州委員会の技術適用委員会（TAC）**が検討を進めている。**

○**ＷＥＥＥ指令は、殆ど全ての電気電子機器廃棄物を対象に、各メーカーに自社製品の回収・リサイクルコストを負担させるもの。２００５年８月１３日以降に販売される製品については、メーカー各社が自社製品について費用負担する。**2005 **年８月１３日以前に市場に出された製品のリサイクルコストについてはメーカーが市場シェアに応じて費用負担することとなっている。また、ＥＵ加盟各国には、２００６年１２月３１日までに、国民一人当たり年平均で最低** 4kg **の電気電子機器廃棄物の回収が義務付け**られている（※）。

○**ＲｏＨＳ指令は、欧州共同体（ＥＣ）設立条約で、ＥＵ域内市場の規制の統一を目的とした９５条を根拠としており、各国法に落とし込む際には、指令に上乗せした規制をかけることはできなくなるが、ＷＥＥＥ指令は、上記条約で環境政策を実施するための立法を行うことを定める１７５条を根拠としており、域内各国で廃棄物の回収システムに違いがあることから、各国法に落とす際にある程度柔軟な制度設計が可能となっている。**

(※）アイルランド、ギリシャ及び２００４年５月に新規加盟した１０カ国（チェコ共和国、エストニア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ハンガリー、マルタ、ポーランド、スロベニア、スロバキア）には猶予期間あり。

欧州ＷＥＥＥ指令及びＲｏＨＳ指令を巡る現状について

【ＷＥＥＥ指令を巡る状況】

○ＷＥＥＥ指令は、発効から１８ヶ月後の２００５年８月１３日までに、各国法の施行を求めているが、現状では多くの加盟国で国内法が制定されていない状況（下記別表参照）。

○例えば、独の国内法は、本年３月２４日に公布されたが、今後一年以上の施行準備期間が予定されており、電気電子機器廃棄物の回収義務が発生する本格施行は２００６年３月からの予定となっている。

○また、英国では、本年４月に事前通告という形で、２００５年８月１３日の期限までに廃電気・電子機器リサイクル法を施行できないことを発表した。今後は、本年夏までに国内法を制定することとしているが、施行に伴うガイドラインの制定等の準備もあり、電気電子機器廃棄物の回収義務が発生する本格施行時期は２００６年１月からの予定となっている。

○その他の主要国であるイタリア、フランスにおいても国内法を現在策定中であり、スペインでは国内法が成立したものの、実際の回収スキームの確立には至っておらず、これらの国々において施行が期限に間に合うかどうかは未だ不明である等、同指令が定める２００５年８月１３日の施行期限に間に合う国は、少数にとどまる可能性が高い。

【ＲｏＨＳ指令を巡る状況】

○ＲｏＨＳ指令については、２００６年７月の施行に向けて、適用除外事項や対象物質の最大濃度許容値といった共通事項についてＴＡＣにて議論が行われている。昨年１２月のＥＵ委員会のＴＡＣにおいて、ＲｏＨＳ指令の「適用除外事項リスト修正案」が投票で採択されたものの、欧州議会環境委員会から欧州委員会の手続きに瑕疵があるとの指摘がなされた。

○そのため、欧州委員会は、昨年１２月の決定を無効にして、本年３月に改めてＴＡＣに「適用除外修正案」を再提出することとなった。再提出された同案はＴＡＣにて採択されたものの、未だ適用除外事項の正式な官報告示はなされておらず、当初予定していた次の適用除外申請等の手続きまで至っていない状況。

○また、ＲｏＨＳ指令対象物質の「最大濃度許容値案」に係る決定手続きが、上記の適用除外事項と同様に欧州議会から問題とされたため、欧州委員会としては、「最大濃度許容値案」を、再度、欧州閣僚理事会と欧州議会の両方に提出し承認を求める予定となっており、この承認までには少なくとも３～４ヶ月かかると見られている。

○このように、ＲｏＨＳ指令の各国国内法施行まで１年を切ろうとしている中、制度施行の根幹部分が未だ確定していない状況にある。

（別表）

ＲｏＨＳ及びＷＥＥＥ指令の国内法整備状況（２００５年４月末時点）

（備考）各国の順序はアルファベット順

加盟国	ＲｏＨＳ指令	ＷＥＥＥ指令	備考
オーストリア	×	×	
ベルギー	○	×	国の一部の地域（ブリュッセル首都圏地域）が手続き中。
キプロス	○	○	
チェコ	×	×	
デンマーク	○	×	
エストニア	○	×	
フィンランド	○	○	
フランス	×	×	2005 年 6 月の見込
ドイツ	○	○	ＷＥＥＥ回収義務は 2006 年 3 月から
ギリシャ	○	○	加盟国で最初に制定(2004.3)
ハンガリー	○	○	
アイルランド	×	×	
イタリア	×	×	2005 年夏頃の見込
ラトビア	○	×	
リトアニア	○	×	
ルクセンブルグ	×	×	
マルタ	○	×	
オランダ	○	○	
ポーランド	○	×	
ポルトガル	○	○	
スロバキア	×	×	既存の廃棄物法の改正で対応(政省令が未整備)
スロベニア	○	○	
スペイン	○	○	ＷＥＥＥ回収の実施時期は未定
スウェーデン	○	○	
イギリス(U.K)	×	×	ＷＥＥＥ回収義務は 2006 年 1 月から

○＝導入済み
×＝導入のための手続き中